

立川市談合情報等対応マニュアル

第1 共通事項

1 情報の確認及び報告

職員は、立川市発注の契約に係る談合に関する情報（以下「情報」という。）を受けたときには、可能な限り情報提供者の身元、氏名、連絡先等を確認のうえ、直ちに行政管理部品質管理課長（以下「担当課長」という。）に報告する。この場合において、情報提供者が報道機関であるときは、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

担当課長は、当該情報を様式1にまとめ、速やかに立川市公正入札調査委員会規程（平成16年立川市訓令甲第11号）に規定する公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）に報告する。新聞等の報道により情報を把握したときも、同様とする。

2 委員会の審議等

報告を受けた委員会は、速やかに当該情報の信憑性を精査し、調査の必要性の有無、入札・契約手続等の取扱、談合等の防止のための措置について審議し、必要な事項を関係職員に指示する。審議にあたっては、外部有識者から意見を聴取するものとする。

ただし、委員会を開く猶予がない等の事情があるときは、委員会の委員長は、委員会の招集に代えて財務部長等と協議し、及び決定し、必要な事項を関係職員に指示することができる。この場合においても、外部有識者から意見を聴取するものとする。委員会の委員長は、後日、指示事項等について委員会に報告する。

3 調査の必要がある情報

調査の必要がある情報とは、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報提供者の身元、氏名及び連絡先並びに対象件名及び落札予定者が明らかであるとき。
- (2) 情報提供者が匿名であっても、対象件名、落札予定者が明らかであり、その他談合が行われた日時、談合の方法、落札予定額等の当事者以外には知り得ない情報であるとき。告示等で公表している事項は、当事者以外には知り得ない情報とはしない。

4 調査の方法

委員会が、調査の必要があると判断した場合は、担当課長と財務部契約課長（以下「契約課長」という。）は、次に掲げる項目について調査・分析を行い、様式2により委員会に報告する。

- (1) 入札経過書及び応札率分布
- (2) 入札時提出書類（工事費内訳書等）
- (3) 過去5年における同種の事業の入札結果及び今回の入札結果
- (4) 談合に関与したとされる入札参加者の過去の入札結果及び今回の入札結果
- (5) 情報の内容及び今回の入札結果
- (6) 客観的な証拠（メモ、音声データ、写真・映像データ、メール、ファクシ

ミリ送信票等)

- (7) 情報提供者への聴取（委員会が必要と認めた場合に限る。）
- (8) その他委員会が必要と認める項目

5 談合等の防止のための措置

委員会は、情報があった場合に、談合等の防止を図るため、必要に応じて次の各号に掲げる措置を関係職員に指示し、実施させることができる。

- (1) 詳細な工事内訳書の提出
- (2) 不正行為を行った業者名の公表
- (3) 不正行為を行った業者の参加停止
- (4) その他談合等の防止を目的とする措置

6 公正取引委員会等への通報

担当課長は、調査を行った情報について、様式3により公正取引委員会、警察その他関係機関（以下「公正取引委員会等」という。）に通報する。通報の時期は、委員会の審議が終了したときを原則とし、必要に応じて対応の各段階でも通報するものとする。

この場合において、建設工事に談合の事実があったと認められるときの公正取引委員会への通報は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条の規定に基づく通知とする。

7 入札等監視委員会への報告

担当課長は、情報の内容、委員会の審議の状況、入札・契約手続等の取扱、談合等の防止のための措置について、立川市入札等監視委員会要綱（平成20年立川市要綱第2号）に規定する入札等監視委員会（以下「監視委員会」という。）の定例会へ報告する。

8 報道機関への対応

報道機関に向けての対応は、総合政策部広報課長が行う。

第2 具体的対応

1 電子入札（郵便入札）の開札前に情報を受けたとき

次により対応するものとし、契約課長は、開札を実施し、落札決定を保留とする。ただし、委員会が決定した場合には、開札を実施せず、「2 会場入札の入札執行前に情報を受けたとき」の規定を準用する。

(1) 調査の必要性の判断

委員会は、担当課長から様式1による報告を受けたときは、調査の必要性の有無及び談合等の防止のための措置について審議する。判断にあたっては、外部有識者として監視委員会の委員長から意見を聴取するものとする。

ア 調査の必要のない場合

委員会が調査の必要がないと判断した場合は、契約課長は、落札者から誓約書（別紙）を提出させたうえで、契約（仮契約を含む。以下同じ。）を締結する。この場合において、委員会は、関係職員に指示し、談合等の防止のための措置を講ずることができる。

イ 調査の必要がある場合

委員会が調査の必要があると判断した場合は、「第1 共通事項」の「4 調査の方法」による調査（以下「談合情報等調査」という。）を実施し、(2)から(5)までに掲げる対応をするとともに、契約課長は、契約締結を保留する。

(2) 委員会の判断

委員会は、様式2による報告をもとに、談合の事実の認否、契約締結の適否及び談合等の防止のための措置について審議し、必要な事項を関係職員に指示する。判断にあたっては、外部有識者として監視委員会の委員長から意見を聴取するものとする。

(3) 談合の事実があったとは認められない場合の対応

委員会が、談合の事実があったとは認められず、契約を締結して差し支えないと判断した場合は、契約課長は、落札者から誓約書（別紙）を提出させたいうで、契約を締結する。この場合において、委員会は、関係職員に指示し、談合等の防止のための措置を講ずることができる。

(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会が、談合の事実があったと認められ、契約を締結すべきでないと判断した場合は、契約課長は、入札を無効とする。

この場合において、当該案件を再発注するときは、契約課長は、入札参加の資格要件を再検討するとともに、すべての入札参加者から誓約書（別紙）を提出させたいうで、「入札執行後に談合の事実が認められた場合は、入札を無効とする。」旨の警告をした後、入札を執行する。

(5) 公正取引委員会等への通報等

担当課長は、委員会の審議が終了し、入札・契約手続等の取扱に係る結論を得たときは、様式3により公正入札調査委員会に通報するとともに、入札等監視委員会に報告するものとする。

2 会場入札の入札執行前に情報を受けたとき

(1) 調査の必要性の判断

委員会は、担当課長から様式1による報告を受けたときは、調査の必要性の有無及び談合等の防止のための措置について審議する。判断にあたっては、外部有識者として監視委員会の委員長から意見を聴取するものとする。

ア 調査の必要のない場合

委員会が調査の必要がないと判断した場合は、契約課長は、入札を執行し、落札者から誓約書（別紙）を提出させたいうで、契約を締結する。この場合において、委員会は、関係職員に指示し、談合等の防止のための措置を講ずることができる。

イ 調査の必要がある場合

委員会が調査の必要があると判断した場合は、談合情報等調査を実施し、(2)から(5)までに掲げる対応をするとともに、契約課長は、調査に掛かる時間等を考慮して必要に応じて、入札執行日時を延期する。

(2) 委員会の判断

委員会は、様式2による報告をもとに、談合の事実の認否、入札執行の適否及び談合等の防止のための措置について審議し、必要な事項を関係職員に指示する。判断にあたっては、外部有識者として監視委員会の委員長から意見を聴取するものとする。

(3) 談合の事実があったとは認められない場合の対応

委員会が、談合の事実があったとは認められず、入札を執行して差し支えないと判断した場合は、契約課長は、「入札執行後に談合の事実があったと認められた場合は、入札を無効とする。」旨の警告をした後、入札を執行し、その結果等を委員会に報告する。

委員会は、入札結果等の報告を受けて、談合の事実の認否、契約の締結の適否及び談合等の防止のための措置について審議する。判断にあたっては、外部有識者として監視委員会の委員長から意見を聴取するものとする。

ア 入札結果等から談合の事実があったとは認められない場合

入札結果等の審議において、委員会が、談合の事実があったとは認められず、契約を締結して差し支えないと判断した場合は、契約課長は、落札者から誓約書（別紙）を提出させたうえで、契約を締結する。この場合において、委員会は、関係職員に指示し、談合等の防止のための措置を講ずることができる。

イ 入札結果等から談合の事実があったと認められる場合

入札結果等の審議において、委員会が、談合の事実があったと認められ、契約を締結すべきでないとして判断した場合は、契約課長は、入札を無効とする。

この場合において、当該案件を再発注するときは、契約課長は、入札参加の資格要件を再検討するとともに、すべての入札参加者から誓約書（別紙）を提出させたうえで、「入札執行後に談合の事実が認められた場合は、入札を無効とする。」旨の警告をした後、入札を執行する。

(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会が、談合の事実があったと認められ、入札を執行すべきでないとして判断した場合は、契約課長は、入札を中止とする。

この場合において、当該案件を再発注するときは、契約課長は、入札参加の資格要件を再検討するとともに、すべての入札参加者から誓約書（別紙）を提出させたうえで、「入札執行後に談合の事実が認められた場合は、入札を無効とする。」旨の警告をした後、入札を執行する。

(5) 公正取引委員会等への通報等

担当課長は、委員会の審議が終了し、入札・契約手続等の取扱に係る結論を得たときは、様式3により公正入札調査委員会に通報するとともに、入札等監視委員会に報告するものとする。

3 電子入札（郵便入札）の開札後及び会場入札の入札執行後、契約の締結前に情報を受けたとき

「1 電子入札（郵便入札）の開札前に情報を受けたとき」の「（1）調査の必要性の判断」以下の規定により対応するものとする。

4 契約締結後に情報を受けたとき

(1) 調査の必要性の判断

委員会は、担当課長から様式1による報告を受けたときは、調査の必要性の有無及び談合等の防止のための措置について審議する。判断にあたっては、外部有識者として監視委員会の委員長から意見を聴取するものとする。

ア 調査の必要のない場合

委員会が調査の必要がないと判断した場合は、契約課長は、契約者から誓約書（別紙）を提出させたうえで、契約を続行する。この場合において、委員会は、関係職員に指示し、談合等の防止のための措置を講ずることができる。

イ 調査の必要がある場合

委員会が調査の必要があると判断した場合は、談合情報等調査を実施し、(2)から(5)までに掲げる対応をする。

(2) 委員会の判断

委員会は、様式2による報告をもとに、談合の事実の認否、契約の解除の適否及び談合等の防止のための措置について審議し、必要な事項を関係職員に指示する。判断にあたっては、外部有識者として監視委員会の委員長から意見を聴取するものとする。

(3) 談合の事実があったとは認められない場合の対応

委員会が、談合の事実があったとは認められず、契約の履行を継続して差し支えないと判断した場合は、契約課長は、契約者から誓約書（別紙）を提出させたうえで、契約を続行する。この場合において、委員会は、関係職員に指示し、談合等の防止のための措置を講ずることができる。

(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会は、談合の事実があったと認められると判断した場合は、契約内容の進捗状況等を考慮して契約の解除の適否を審議し、契約課長に契約の解除、違約金・賠償金の請求その他必要な措置を指示する。

この場合において、当該案件を再発注するときは、契約課長は、入札参加の資格要件を再検討するとともに、すべての入札参加者から誓約書（別紙）を提出させたうえで、「入札執行後に談合の事実が認められた場合は、入札を無効とする。」旨の警告をした後、入札を執行する。

(5) 公正取引委員会等への通報等

担当課長は、委員会の審議が終了し、入札・契約手続等の取扱いに係る結論を得たときは、様式3により公正入札調査委員会に通報するとともに、入札等監視委員会に報告するものとする。

第3 談合疑義事実の対応

1 疑義事実の確認及び報告

職員は、立川市発注の契約に係る談合があると疑うに足りる事実（以下「疑義事実」という。）を把握したときは、可能な限りその内容や事実根拠をとり

まとめ、直ちに担当課長に報告する。この場合において、単なる推測やうわさは疑義事実に該当しない。

担当課長は、当該疑義事実を様式4にまとめ、速やかに委員会に報告する。

2 準用

上記1のほか、談合疑義事実の対応については、「第1 共通事項」及び「第2 具体的対応」を準用する。この場合において、「様式1」を「様式4」に読み替えるものとする。

第4 補則

このマニュアルに定めのない事項については、必要に応じて委員会においてその対応を審議するものとする。

附 則

1 このマニュアルは、平成20年4月1日から施行する。

2 立川市談合情報対応マニュアル（平成8年6月27日市長決定）は、廃止する。

附 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和5年4月1日から施行する。

様式 1

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
対 象 件 名 等	
入札 (予定) 日時	年 月 日 () 時 分
契約 (予定) 日時	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	匿名・報道機関・その他
	*役職、氏名、連絡先等記載のこと。
受 信 者	所属 氏名
情 報 手 段	電話・FAX・メール・文書(郵送・持参)・口頭(面談)・報道
情 報 の 内 容	
応 答 の 概 要	
備 考	

※情報が文書等のときは、写しを添付すること。

談合情報等調査書

報告日 年 月 日

対象件名等	
入札(予定)日時	年 月 日 () 時 分
契約(予定)日時	年 月 日 () 時 分
通報日時	年 月 日 () 時 分
通報者	<input type="checkbox"/> 匿名 <input type="checkbox"/> 報道機関 <input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> その他 * 役職、氏名、連絡先等記載のこと。
通報時期区分	<input type="checkbox"/> 開札前(電子・郵便入札) <input type="checkbox"/> 指名連絡前 <input type="checkbox"/> 告示前 <input type="checkbox"/> 入札日前 <input type="checkbox"/> 入札開始前 <input type="checkbox"/> 落札決定前 <input type="checkbox"/> 落札決定後 <input type="checkbox"/> 仮契約後 <input type="checkbox"/> 契約後 <input type="checkbox"/> 着手後 <input type="checkbox"/> 完了後
調査項目	<input type="checkbox"/> (1) 入札経過書及び応札率分布 <input type="checkbox"/> (2) 入札時提出書類 () <input type="checkbox"/> (3) 過去の不正が行われていないとされる同種の事業の入札結果及び今回の入札結果 <input type="checkbox"/> (4) 入札談合に関与したとされる入札参加者の過去の入札結果及び今回の入札結果 <input type="checkbox"/> (5) 談合情報の内容及び今回の入札結果 <input type="checkbox"/> (6) 客観的な証拠 () <input type="checkbox"/> (7) 情報提供者への聴取 <input type="checkbox"/> (8) その他 ()
所見	
特記事項	

※別途、調査資料を添付すること。

第 号
年 月 日

殿

立川市長 印

談合情報等に関する資料について（送付）

立川市発注の下記案件に係る談合情報等に関連する資料を別添のとおり送付します。

（案件名）

（別添）

- 1 談合情報報告書（談合疑義事実報告書）（写）
- 2 談合情報等調査書（写）
- 3 工事費内訳書（写）
- 4 入札経過書（写）
- 5 誓約書（写）
- 6 その他関連資料

注 1：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の規定に基づ
く通知である場合には、題名をその旨に変更すること。

注 2：資料は、送付するものについて記載すること。

様式4

談合疑義事実報告書

年 月 日

申出を受けた日時	年 月 日 ()	時 分
対 象 件 名 等		
入札 (予定) 日時	年 月 日 ()	時 分
契約 (予定) 日時	年 月 日 ()	時 分
申 出 者	所属	氏名
疑 義 事 実 の 内 容 ・ 根 拠		
備 考		

※参考資料がある場合は、添付すること。

別紙

誓 約 書

年 月 日

立川市長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者名 印

下記の競争入札又は見積合せに関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他関係法令に抵触する行為は行っていないことを誓約します。

なお、今後とも同法律等を遵守するとともに、当該競争入札又は見積合せに関する談合等の事実が明らかになったときは、契約解除や参加停止措置、損害賠償請求等、貴市がいかなる措置をとられても異議を申し立てません。

また、この誓約書の写しを含む関係資料一式が、公正取引委員会、警察その他関係機関に送付されても異議はありません。

記

件名